



ベトナム証券市場発展にむけてのインフラ整備の動き

経済調査部 研究員 竹田 徳浩

9月7日、大手格付会社のスタンダード&プアーズ(S&P)は、ベトナムの長期外貨建て債務の格付けを「BB-」から「BB」へ、長期自国通貨建て債務の格付けを「BB」から「BB+」に引き上げた。政府による基本インフラ整備や投資環境改善への継続的な努力により、経済成長の潜在性が高まったと、S&Pは積極的に評価している。

ベトナム政府は2010年のGDPを2000年の2倍とすべく、今後5年間の経済成長率の目標を年平均8%としている。また、WTO加盟に向けて国営企業の民営化や株式市場の規制緩和等の改革を急速に進めており、今後も市場経済の導入による経済成長の持続が期待されている。

こうした中、経済の高成長に伴う上場株式数及び株式の売買件数の急激な増加が予想されており、ベトナム政府にとって証券市場のインフラ整備が急務となっている。

この点、ベトナム政府は、2010年までの中長期的な証券市場インフラ整備の目標として(1)ホーチミン証券取引センター及びハノイ証券取引センターの再編、(2)資本市場に関する法的な枠組みの確立、(3)ITインフラの近代化、の3点を掲げている。

現在、ベトナム国内にはホーチミン市とハノイ市に証券取引センターがあるが、2010年に、ホーチミン証券取引センターを、自動化された取引システム、市場監視機能、及び、ディスクロージャー機能を装備した本格的な証券取引所へ、そして、ハノイ証券取引センターを店頭市場のための取引センターへとそれぞれの役割を明確化する予定である(注1)。

現在、証券市場を規制しているのはDecree 144と呼ばれる法令であり、証券取引に関する正式の法律は存在していない。Decree144に代わる証券法が6月の国会で承認され、2007年1月から施行することとなった。国家証券委員会は、証券法施行にあわせて今年12月までにガイドライン、ルール等も含めた証券法施行細則を策定することを計画している。

法的な枠組みの整備と並行してITシステム近代化も重要な課題である。ITシステム近代化にむけた計画書が、国家証券委員会からベトナム財務省に提出された。ベトナム財務省によると、この計画書では、ITインフラのアップグレード、新しいアプリケーションのインストール、職員の教育等も含め、ITインフラ整備にかかる費用を93.7百万米ドル相当(約110億円)と見積もり、その多くは海外の機関から調達する予定である(注2)としている。また、半分以上は、ホーチミン証券取引センターとハノイ証券取引センターのプロフェッショナル化及びカスタディセンターの設立に費やされる。特に国

家証券委員会は、ホーチミン証券取引センターの取引システム変更を 2008 年末までに完了する予定としている。

現状、証券会社と証券取引センターとの間は電子的な方法で繋がっておらず、やり取りの多くは FAX に依っており、取引データの端末へのインプットも手作業である。取引から決済までの処理が非常に非効率な事務フローのもとで行われている。そのため、今後の経済発展に伴い急激に増えていくと予想される取引件数を現行の事務フローのままでは処理しきれないことや、事務リスクが高まることを危惧する現地証券会社からの声は少なくない。

また、証券取引センターと決済銀行との間もシステムで繋がっておらず、決済は、証券と資金決済を同時に行う DVP の精神に則っていると国家証券委員会は主張しているものの、国際基準に沿った DVP が実現されているとは言い難い。

証券取引所・取引センターにおける取引システムだけではなく、周辺の証券会社及び決済銀行との間を繋ぐ IT システムについても、早急に近代化することが求められている。

その他、金融商品の多様化、証券会社のサービスの向上、証券市場関係者の教育、マーケットガバナンスの確立等、証券市場発展に向けてベトナム政府が取り組むべき課題はまだ多い。しかし、近年、ベトナムの証券市場改革は着実に進められており、今後も国際機関や先進諸国からの技術協力や資金援助を得ながら、ベトナム政府が主体的に証券市場改革を推し進めていくことが期待される。

(注1) 現行の、証券法に相当する Decree(法令)144 の第 61 条では、Securities Trading Center は国家証券委員会直属機関であり、その運営費は国家財政から支出されると定義している。一方、第 64 条では、Stock Exchange は国家証券委員会監督下で、財政面で政府から独立した機関(self-financed legal entity)と定義している。現在の 2 都市の証券取引センターは第 61 条の Securities Trading Center にあたる。

(注2) ベトナム財務省ホームページでは、この点について、“Most of the money is expected to be sourced from foreign institutions.” と紹介している。

<http://www.mof.gov.vn/DefaultE.aspx?tabid=356&ItemID=36294>

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2006 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>